

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、事務作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から右腕に筋肉痛のような痛みを感じるようになり、同年〇月〇日、C医院に受診し、「右肘周囲炎」と診断され、平成〇年〇月〇日、業務中に痛みがでることが多くなったとして、同医院に受診し「右上腕骨外側上顆炎」と診断され、その後、右腕をかばって作業を続けたため、左腕にも鈍痛が出始めたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「左上腕骨内上顆炎」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に、平成〇年〇月分以降の療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の傷病については、E医師は、左上腕骨内上顆に圧痛ありとする所見から、平成〇年〇月〇日に請求人に発症した傷病は本件傷病である旨述べており、当審査会としても、請求人の申述、受診記録等から、請求人は、同日、本件傷病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件傷病を含む上肢障害については、上肢作業に係る業務起因性の判断に関して、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件傷病の発症前の作業内容についてみると、請求人は発症前である平成〇年〇月〇日にバーコードリーダーを使って書類のバーコードを読み取る作業に復帰し、「上肢に負担のかかる作業」に従事していたものと認められるものの、本件傷病の発症前に請求人が本件傷病の部位である左腕を用いて当該作業に従事していた期間は、請求人によれば4日間である。そうすると、請求人が本件傷病の発症前に発症部位である左腕の「上肢に負担がかかる作業」に従事していた期間は、極めて短期的なものであり、認定基準に定める「相当期間」には該当せず、発症前に過重な業務に就労したと認めることもできない。

(4) 以上のとおり、当審査会においても、請求人に発症した本件傷病と業務との

間に相当因果関係を認めることはできないと判断する。

(5) また、請求人及び再審査請求代理人（請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、右腕を含め両腕の上肢障害に関する請求である旨主張し、C医院における傷病名に「右上腕骨外側上顆炎」との診断もみられるところであるが、請求人の「右上腕骨外側上顆炎」については、別件再審査請求事件（平成28年労第444号）の裁決において、業務上の事由によるものとは認められないと判断しており、本件傷病及び「右上腕骨外側上顆炎」を併せた請求人の傷病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

(6) なお、請求人らのその余の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。